

感染症対策をふまえた

学校生活ガイドライン

Ver.7



令和3年3月4日

蒲郡市教育委員会

はじめに

このガイドラインは、文部科学省や愛知県が学校再開についての衛生管理や学習指導についてとりまとめた通知等を参考にして、蒲郡市小中学校長会、蒲郡市学校保健会と協議し、作成したものです。

このたび、令和3年3月1日付けの愛知県教育委員会の「緊急事態措置後の県立学校の対応について」の通知をふまえ、蒲郡市の「学校生活ガイドライン Ver.7」を作成しました。

各学校においては、基本的な感染予防策を継続し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら、「新しい生活様式」に沿った教育活動に取り組み、子どもたちの健やかな学びを保障していくようお願いします。また、本ガイドラインに基づき、実施可能な教育活動を工夫して進めていただくようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行います。

蒲郡市教育委員会

【参考資料】

蒲郡市小中学校長会	「学校再開における共通理解及び留意事項」
刈谷市教育委員会	「学校再開に向けたガイドライン」
文部科学省	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)」 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」 (令和2年12月10日付文部科学省通知)
愛知県	「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」 「緊急事態措置解除後の県立学校の対応について」 (令和3年3月1日付2東三教2487号)
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室	「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年1月7日付け事務連絡)
一般社団法人 日本レストルーム工業会	「医療機関におけるトイレ清掃マニュアル作成のための手引き」

登校前・登校時

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事** に心がける。
- 児童生徒、教職員とも、**毎朝、検温や健康状態の確認** を行う。
※熱症状、強い倦怠感、咳、喉に異常を感じる、嗅覚・味覚に異常を感じる場合は、登校、出勤を控える。
- 検温結果や健康状態について **検温カード等に記入** する。
- マスクを着用** する。マスクの色や形、素材については限定しない。
※身体的距離が十分確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。
※気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い等、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、熱中症予防を優先し、マスクを外す。
その際には、児童生徒間の距離を確保する。
- 登校時**、教職員が、**検温、健康状態について確認** する。
- 登校したら、教職員が **検温カードを回収** し、点検をする。
- 登校したら、**教室に入る前に流水と石けんによる手洗い** 又は手指消毒を行う。

★家庭と連携した**毎日の検温と風邪症状の確認** ※【原則】朝・夕の2回の検温協力

★**十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事**に心がけるよう指導する

★**児童生徒の健康状態について、児童生徒任せにせず**に、学級担任・保健主事・養護教諭等が連携して**組織的に把握し、教職員間での情報共有**を行う

★【保健室での対応】**マニュアルの整備**

学校において発熱等の体調不良者が確認された場合の待機場所や対処方法について全職員で共通理解する ※インフルエンザ流行時を参考に

★**うがい**は、一般的な風邪などの予防、口腔内の乾燥防止、花粉やホコリの洗浄の観点から、**密や飛沫を避けるなどの工夫をしながら可能な範囲で行う**

文科省マニュアル(8/6時点)

家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行う。

発熱等の風邪症状がみられる場合には、**安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養**させる。

※指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録

学校生活（教室環境等）

- 外から教室等に戻る時、トイレの後、給食（昼食）の前後、掃除の後等、流水と石けんで **手洗いを行う時間を確保** する。
※手洗い場に多くの人が集まらないように時間を分けて設定する。
- 換気** は、こまめに行う。
※気候上、可能な限り常時換気を行う（エアコン使用時も同様）。困難な場合でも30分に1回以上、5分程度、2方向の窓を同時に開ける。
- 手すり、ドアノブ、スイッチなど触れる機会が多い箇所は **1日1回** **家庭用洗剤を用いた拭き掃除、又は 消毒液を用いた消毒** をする。
※消毒を実施する場合は、作業中に目、鼻、口、傷口等を触らないようにすること。また、換気を十分に行うこと。児童生徒等に次亜塩素酸ナトリウムを扱わないこと。
- 清掃活動については、
 - ・十分な換気やマスク着用等の感染症対策を講じた上で実施する。
 - ・清掃後は石けんによる手洗いを十分に行う。
 - ・トイレ清掃については、教職員の指導の下、蒲郡市教育委員会によるトイレ清掃ガイドラインに基づいて行う。特に、レベル3の場合は、活動内容を慎重に検討する。

※その他、清掃・消毒については本ガイドラインP13.14「資料3 清掃・消毒に関する文部科学省の見解」参照

補足資料 「感染症対策チェック項目」

活動の実施については、以下の項目に留意して行う。

- 直近1週間の地域の感染状況
- 実施する学校教育活動の意義や必要性の確認
- 児童生徒の感染症予防策の徹底（教職員の監督下での実施等）
- 児童生徒の健康状態の把握（事前の検温等）
- 事前・事後の手洗いの徹底（石けん使用による30秒間手洗い等）
- 屋内実施中の換気の徹底
- 1m（できれば2m）以上の身体的距離の確保
- マスクの着用
- 道具の個人専用使用または共用の道具使用時の手洗いの徹底または手袋の着用
- その他（共同作業時間15分以内の実施、大声を出さない等）

学校生活(授業等)

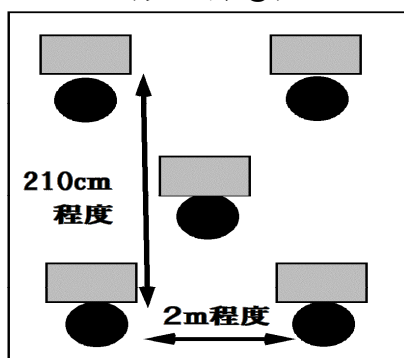
- 偏見や差別がないように、学校生活の中で児童生徒の「心の教育」「心のケア」を行う。
- 基本的には常時マスクを着用することが望ましい。
※屋外での活動等において熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。
※フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意し、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにする。
- 体育の授業においては、マスクは着用しなくてよい。**
※ただし、児童生徒の間隔を十分に確保する等、感染リスクを避けるための対策をとる。
- できるだけ個人の教材教具を使用し、共用や貸し借りは行わない。
※器具や用具を共用する場合は、使用前後の適切な手洗いを行わせる。
- 身体的距離は適切な距離を確保する。
※施設等の制約から十分な距離を確保できないときは、換気を十分に行うことや、マスクを着用することにより「3つの密」の回避に努める。
※レベル3では、市教育委員会の指示により分散登校や時差登校も検討する。

補足資料

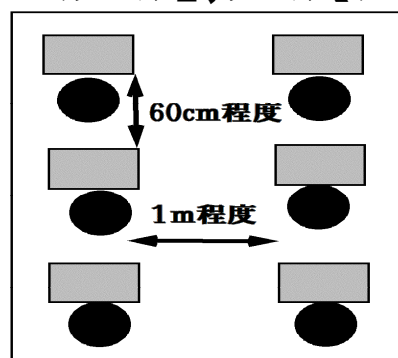
咳エチケットをしていない場合、くしゃみや咳のしぶきは、約2mの距離まで届くため、**咳エチケットを行った上で**、児童生徒同士の距離を1m程度確保するように座席を配置する。なお、座席の間隔は一律にこだわるのではなく、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、頻繁な換気を組み合わせるなど、現場の状況に応じて柔軟に対応する。

【座席配置の目安】

<レベル3>



<レベル2、レベル1>



- 以下の学習活動については、地域の感染レベルに応じて実施の可否を検討する。

学習活動1 感染リスクの高い学習活動

- ・長時間、近距離で対面形式となるグループ学習等の活動
- ・近距離で活動する実験や観察(理科)
- ・近距離で活動する共同制作や鑑賞(図工・美術)

学習活動2 特に感染リスクの高い学習活動

- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動(一斉音読等)
- ・室内で近距離で行う合唱(音楽)
- ・リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏(音楽)
- ・近距離で活動する調理実習(家庭科)
- ・密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動(体育)

地域の感染レベル

レベル3の場合…学習活動1、学習活動2とも行わない。

レベル2の場合…

感染収束局面(レベル3→2)

- ・学習活動1について感染防止対策を徹底した上で、再開する。
学習活動2の再開は、教室等の換気の状態や生徒同士の身体的距離、活動時間、発声や呼気の強さの面などを検討し、判断する。

感染拡大局面(レベル1→2)

- ・地域の感染レベルがレベル2となってから当面の間は、学習活動1、学習活動2とも行わない。
市教育委員会の指示により(概ね2週間から3週間後)、学習活動1については、感染防止対策を適切に実施した上で、慎重に再開する。
学習活動2の再開については、慎重に検討する。

レベル1の場合…感染防止対策を行った上で、通常どおり実施する。

★感染者、濃厚接触者とその家族、治療にあたる医療従事者への心ない対応(偏見や差別感情)は許さないという姿勢で、適切な知識や正確な情報に基に指導する。

※知識・理解啓発資料「新型コロナウイルス感染予防のポイント」

→学級指導・保健指導等に活用

別添資料：中山久仁子先生 及び 蒲郡市HP **動画**

<https://www.city.gamagori.lg.jp/site/hokencenter/covid-19-yobou.html>

学校において合唱等を行う場合の感染症対策の徹底について

1. マスク^(※)は飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用する。
2. 合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともに行けるだけ2 m（最低1 m）空ける。
3. 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。
4. 連続した練習時間はできる限り短くする。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。

※ここでいうマスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）に則った形状のものをよぶ。

- ・ マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。
- ・ フェイスシールドについては的確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しない。

歌唱時のマスクの着用により息苦しくなるなどのケースでは、十分な距離（最低2 m）をとってマスクを外して行うことも考えられるが、地域の感染が拡大しているような場合には、マスクを着用しないで行う合唱活動を一時的に制限する。

ただし、屋外で、十分な距離（最低2 m）を確保して、向かい合わずに行う場合には、マスクを着用せずに行うことも考えられる。屋外に準じる程度に十分に換気が行き届いた空間（双方向の窓を全開している場合や、換気設備が整っている場合等）においても、同様とする。

（参考）「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日付け文部科学省通知）

学校生活（給食・昼食）

- 教職員、児童生徒ともに**食事の前後の手洗いを徹底**する。（全員）
- 会食する時以外は、**マスクを着用**する。（全員）
- 配膳室での**混雑を避ける**ための工夫を行う。
- 担任は原則、**配膳の場に立ち会い**、児童・生徒の様子を見守る。
- 給食の配食を行う児童生徒及び教職員の**健康状態**（発熱、せき、下痢、嘔吐等の有無）を把握するとともに、マスクの着用等**服装のチェック、手洗い等のチェック**を確実にを行う。
- 当番の体調が悪くなった場合は交替する。
- 消毒液**でぬらした雑巾で、**配膳台と全員の机**を拭く。
※一列毎に洗い直す。
- 必要以上の会話をせずに配膳、会食**する。
- 配膳は、**当番等決まった人**が行う。（おかわりも同じ）
- 会食中も**換気**をする。
- グループはつくりず、**前を向いた状態の席で会食**する。

学校生活(学校行事等)

- それぞれの **行事の意義や必要性** を確認しつつ、 **年間を見通して** 実施する学校行事等を精選・検討する。
- 実施に当たっては、 **開催する時期、場所や時間、開催方法** 等について十分配慮する。
- 集会等児童生徒が一堂に会して行う活動については、換気や参加者の間隔など3密を避けることができる会場において、参加者の健康状態の把握、及び活動実施中の感染症対策を施した上で、実施する。
- 感染リスクに対して、十分に対応できない場合は **中止・延期の判断** を行う。
- 地域の方などの協力を得て実施する活動については、 **事前に** 学校における **感染症対策について説明** をした上で、実施する。
- 《各学校行事における工夫の例※》※ **各校の実態に応じ適切に判断する**
 - ◆儀式的行事(始業式・終業式、新入生との対面式、転退任式など)
 - ・校内放送を活用したり、メッセージを学校だよりに掲載したりする など
 - ◆文化的行事(学習発表会、音楽会、文化祭など)
 - ・小グループ等の練習を基本とし、全員で集まる機会はリハーサルのみとする
 - ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す など
 - ◆健康安全・体育的行事(健康診断、避難訓練、運動会など)
 - ・健康診断について、保健室への入退室等について小グループごとにするなど待ち時間が多くならないよう十分配慮する
 - ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする
 - ・運動会については、児童・生徒、保護者ともに感染リスクに対して、十分に対応できる策を講じる など
 - ◆遠足、旅行・集団宿泊的行事
 - ・バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、余裕をもって座れるようにする など
 - ◆勤労生産・奉仕的行事(校内美化活動や地域清掃など)
 - ・大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する
 - ・校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する
 - ・社会見学、職業体験等、外部の人との接触がある校外での活動については、感染リスクに対して、十分に対応できない場合は中止の判断を行う など
 - ◆その他の活動についても、実施方法を工夫する

学校生活(宿泊行事等)

- 目的地及び見学地は、目的地域内の感染状況や施設等の入場制限の状況、感染防止対策などの情報を収集し、判断する。
- 実施時期については目的地の感染状況を踏まえて判断する。
- 出発前、解散前の集合場所は、可能な限り開放した広い場所を確保する。集合の方法や隊形、列の間隔、移動方法や経路についても密集・密接にならないよう工夫する。
- 鉄道での移動は、マスクを着用させ、大声での会話を控えるよう指導する。
バスでの移動は、旅行業者・バス会社と綿密な事前の打ち合わせを行い、「多めの休憩」「こまめな換気」「車内でのマスク着用」などに留意する。
- 食事については、ビュッフェ形式での食事や複数での鍋料理等を避け、個別に提供される方法にする。
食事の前後の手洗い・消毒を徹底し、食器類の共用を避ける。
座席については、対面や密を避ける配置を工夫する。
- 見学場所では、見学先の感染状況を確認するとともに、混雑しない見学コースの選択やグループ別分散での見学などの工夫を行う。
体験活動では、施設内の換気や消毒等の感染症対策、対面や密にならない座席配置等の確認と活動前後の手洗い・消毒等を徹底する。
- 宿泊施設は、児童生徒間の距離を十分に確保して就寝することが可能であるかを確認して選定する。
- 出発2週間前から、体調の管理に十分に配慮するよう指導を行う。
出発当日も体温と体調のチェックを必ず行い、発熱や体調不良がある場合は行事参加を控えるよう指導を行う。

宿泊行事等実施中も朝夕の検温を実施し、体調不良者への対応を適切に行う。

マスク・ハンカチ・ティッシュを日数分必ず持参させる。

※ 使用済みマスクやティッシュを入れるビニル袋も持参させる。

□ 実施の可否について以下の状況がみられた場合は中止を検討する。

ア 行先又は愛知県に緊急事態宣言が出た場合

イ 行先又は蒲郡市の地域感染レベルがレベル3となった場合

※ 行先の自治体が独自の地域感染基準を設けている場合は、国のレベル3相当の地域感染基準になったと判断される場合とする。

ウ 他県への移動自粛要請が出された場合

エ 出発前2週間以内に所属の児童生徒及び教職員に陽性者が発生した場合

オ その他、宿泊行事等を実施できない事態が生じた場合

※ 出発当日に体調不良の生徒、引率教職員は行事参加を辞退する。

※ 出発前2週間以内に児童生徒、随行者が濃厚接触者になった場合は、その児童生徒、教職員は行事参加を辞退する。(陰性が確認されれば行事参加可能)

□ その他

○現地で発熱や体調不良者が出た場合の対応について、事前に現地の病院や保健所等に十分に確認を行い、対応方法を検討しておく。

○行事实施中の感染症対策、及び緊急時の対応等について事前に保護者への説明を行った上で実施する。

○万一中止になった場合の対応について、事前に業者に確認しておく。

○本ガイドライン等を踏まえた学校の計画に沿った宿泊行事等への参加について、保護者からの了解を得るために、学校作成の参加同意書への記入と提出を依頼する。

※ 参加辞退の児童生徒は自宅学習を以て出席扱いとする。

部活動

- 手洗いや咳エチケット** などの基本的な感染症対策を徹底する。
- 発熱等の風邪の症状が見られる時** は、部活動への参加を見合わせる。
- 可能な範囲で **マスクを着用** し、咳エチケットを意識し、**飛沫感染を防ぐ工夫**をする。
- 部室の使用は、**極力短時間** とし、**交替で使用** する。
- 多数の児童生徒が一か所に集まる時間は、極力短時間** とし、個別に間隔を確保する。
- ハイタッチや握手等、直接、触れ合う動作** は避ける。
- 運動部活動の実施に当たっては、体育の授業における留意事項を踏まえる。
- 十分な準備運動を行うなど怪我防止には十分に留意する。
- 部活動で使用する用具等は、**不必要に使い回しをしない**。
- 体育館や教室など屋内で実施する部活動は、ドアを広く開け、こまめな**換気や手洗い、消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)**等、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
- 地域の感染レベルにより、活動の実施あたって以下の点に留意する。
 - レベル3 ・「生徒が密集する活動」「近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動」「発声」「演奏」などについては行わないようにする。
 - レベル3 ・対外的な練習試合等は自粛する。公式戦への参加は、周辺地域の感染状況に応じて慎重に検討する。
 - レベル2 ・「生徒が密集する活動」「近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動」「発声」「演奏」などについては、慎重に検討し、間隔を空けて行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
 - レベル2 ・対外的な練習試合を計画したり、公式戦に参加する場合は、周辺地域の感染状況に配慮するとともに、活動時間や活動場所を慎重に検討し、感染防止対策を講じる。
 - レベル1 ・可能な限り感染症対策を行い、通常の活動を実施する。

出欠席の留意事項

- **保健所から児童生徒が新型コロナウイルス 感染者又は、濃厚接触者と特定された場合** は、**「出席停止・忌引き等」** とする。
※地域の感染レベルがレベル2において、児童生徒の同居家族等が濃厚接触者と特定された場合は、本人又は保護者と相談し、登校を慎重に検討する。
- **体調不良により、登校を控える場合** は、**「出席停止・忌引き等」** とする。(新型コロナウイルス感染症以外の疾患の場合はこの限りではない)
※体調不良とは、熱症状、強い倦怠感、咳、喉に異常を感じる、嗅覚・味覚に異常を感じる場合等をいう。
※地域の感染レベルがレベル3においては、児童生徒の同居家族等が体調不良の場合も、児童生徒の自宅休養を要請する。
- **喘息や基礎疾患、医療的ケアが必要な児童生徒がその持病を理由に登校を控える場合** は、**「出席停止・忌引き等」** とする。
- **新型コロナウイルスに 感染することを避けるために、健康状態が良好であっても登校を控える場合** の出席の取り扱いは、所属校長の判断で **「出席停止・忌引き等」** とすることができる。

★外国からの転入者に対する取り扱いは、令和2年3月23日付蒲教学「検閲強化対象地域及び入管法に基づく入国制限対象地域以外の国や地域から帰国した児童生徒等への対応について」を参照

文科省QA(R2/8/20更新) 「2週間の自宅待機要請は出席停止措置」

□学校保健安全法第20条に定める出席停止として取り扱ってかまいません。

文科省 学校の新しい生活様式(R2.12.3Ver.5) 「濃厚接触者の出席停止期間」

学校内の児童生徒等の中に濃厚接触者が特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を基準とした「出席停止」の措置

文科省QA(R2/8/20更新) 「感染及び濃厚接触者の特定」

○感染が判明した場合には、医療機関から本人(や保護者)に診断結果が伝達され、保健所への届出もされる。

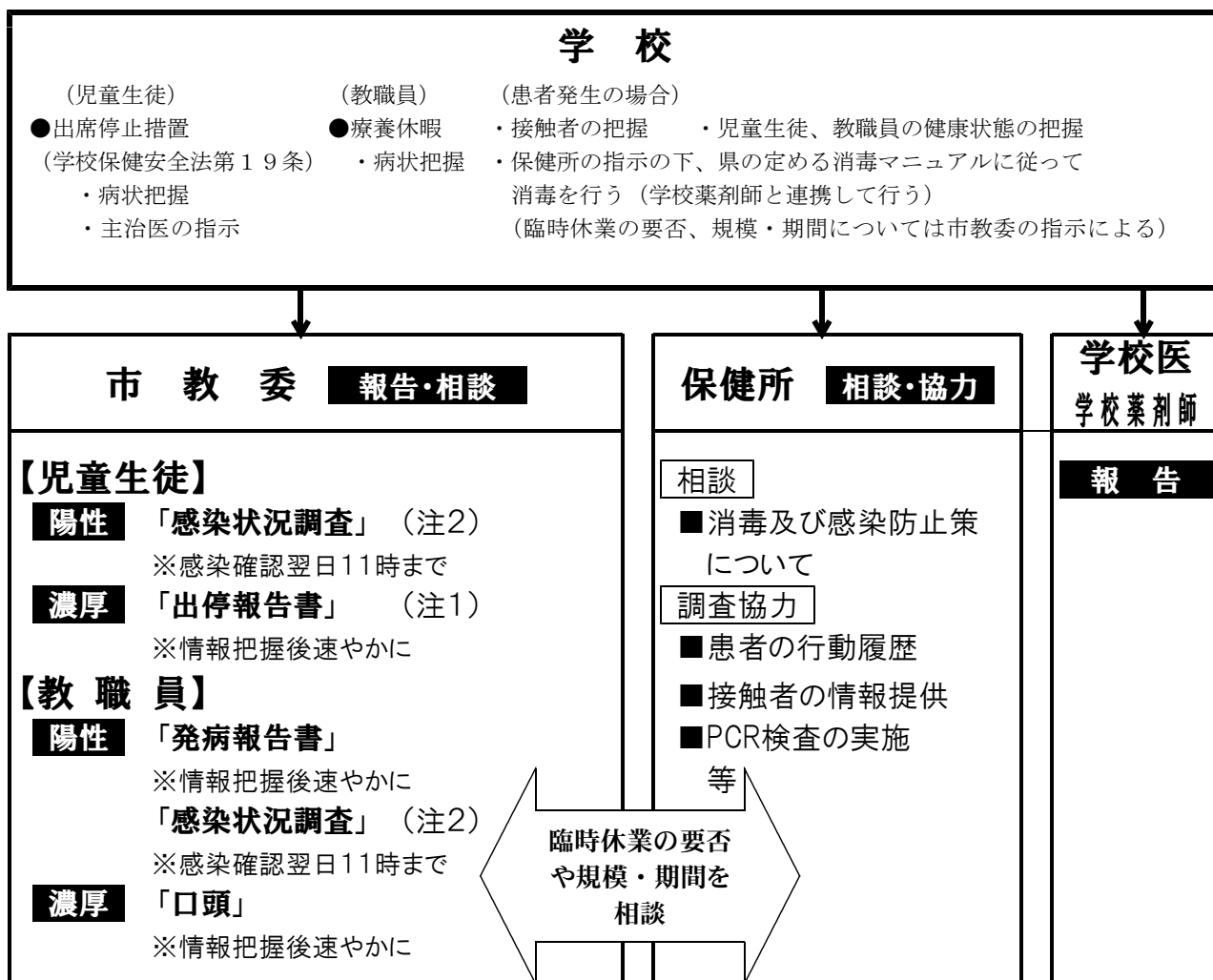
○学校には、通常、本人(や保護者)から、感染が判明した旨の連絡がされることになる。

○感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うことになる。行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に、学校は協力する。

蒲郡市小中学校長会「学校再開における共通理解及び留意事項」一部修正

資料1 「公立学校における新型コロナウイルス感染症の対応」

公立学校における新型コロナウイルス感染症の対応 フローチャート



注1 以下の理由で、新型コロナウイルス感染症の疑いとして出席停止した場合に報告

- 1 海外からの帰国者で、出席停止措置をとった場合(検疫所でPCR検査を受けた場合のみ)
 - 2 PCR検査の対象になった場合
 - 3 保健所からの自宅待機や健康観察の要請対象となった場合
 - 4 校長が感染の疑いがあると判断した場合
- (無症状及び発熱や風邪症状での自宅待機は、帰国者・接触者外来の受診者のみ報告)

注2 新型コロナウイルスの治癒した日の報告は不要

参考:「新型コロナウイルス感染状況把握調査」の変更のお知らせ 令和2年8月19日
愛知県教育委員会

資料2

「新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準」

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動か ら徐々に実施 ²	リスクの低い活動から 徐々に実施 ² し、教 師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔をとること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

「レベル3」・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル2」・・生活圏内の状況が、

- ① 「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び
- ② 「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

※ レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断すること。

資料3 清掃・消毒に関する文部科学省の見解

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver5)から

- ・ 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難。
- ・ 一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要。
- ・ 下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。
- ・ 通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。
- ・ 上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要。
- ・ 消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要。

1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認する。
- ・ 使用する家庭用洗剤や消毒液について新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・ 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ない。
- ・ 衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことは考えられる。
- ・ 大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 器具、用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。

※「消毒」は、「医薬品、医薬部外品」の製品に記され、「医薬品、医薬部外品」以外の製品には「除菌」と記されていますが、「除菌」と記載された製品でも実際には細菌やウイルスを無毒化できる製品もある(一部の洗剤や漂白剤など)。本マニュアルでは、細菌やウイルスを無毒化することを「消毒」として記載している。

2) 消毒の方法等について

- 物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。
- それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する。
- 学校薬剤師等と連携することも重要。
- 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていない。
- 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする。
- 換気を十分に行う。

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

3) 感染者が発生した場合の消毒について

- 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。
- 必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品(当該感染者が高頻度で触った物品)を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにする。
- 症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要。
- 物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。
- 消毒は、「(参考)消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行う。
- トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒する。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。

【参考】国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」

(<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>)

【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまう。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われている。」とされている。(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1)

資料4 臨時休業の判断についての文部科学省の見解

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver5)から

本マニュアルのVer.4（2020.9.3 発出版）までにおいては、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応について示していましたが、

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、感染が拡大しやすい場面なども分かってきていること
- ・基本的な感染防止対策が十分にとられている環境下では、感染は大きくは広がりにくいという認識の下、（学校以外の）他の社会経済活動では、感染者の発生により直ちに閉鎖や活動停止までは行わないことも多いこと
- ・10代以下では、罹患率が他の年代と比べて低いこと
- ・感染者が発生しても臨時休業を全く行わない事例が増えてきているが（10月には54%）、これまで学校関係者に感染者が発生した事例をみると、学校内では感染が広がらなかった事例が大部分であり（感染者が1人でとどまった事例が大部分であり（約78%（1,996件中1,552件））、逆に大きく広がった事例は限られていること（5名以上の事例は約2.6%（1,996件中52件））

等の状況を踏まえ、この対応を見直し、臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断することとしました。

1 トイレ清掃における新型コロナウイルス感染症配慮事項

① 新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれている。

※飛沫感染：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。

接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。

② 新型コロナウイルス感染症は下痢がみられることがあり、糞便から検出されることがある。

2 トイレ清掃における留意事項

① 利用者の手に触れるところ（ドアのノブ、トイレットペーパーのホルダー、壁など、便座も含む）と排泄物が直接触れる「便器」とは、必ず分けて行うこと。

② あちらこちらを同時に掃除しないこと。

・壁を拭いた雑巾で便座を拭き、また壁を拭くなど、手順が混ざらないようにする。

・「清潔」から「不潔」の順番で清掃することを基本とする。

・それを踏まえた手順書を作成する。

③「ブラシ、雑巾、手袋」などの清掃道具は、「便器」と「周囲」で必ず別のものを使うこと。

・清掃用具は、清掃箇所（汚物が直接触れるところ、人の手が触れるところ等）によって区別して使用する。

・作業を分けるだけでなく、道具も別のものにする。

・道具は毎日「洗浄（消毒）・乾燥」をする。

・清掃中に明らかに汚れが付着したブラシや雑巾はすみやかに交換する。

④水洗水や温水洗浄便座からの飛び散りによる便器周囲の汚染を想定し、壁面や手すりなどの清掃を心がけること。

⑤「手袋」「マスク」を着けて掃除をすること。

・手袋は使い捨てのものを使用する。

・手袋を外す際は、手袋の表面を直接手で触らないようにする。

・手袋をしたまま、清掃区域から出ないようにする。

⑥ 手指衛生のタイミングに気をつけ徹底すること。

・手袋を外した後に、手洗いまたは手指消毒をする。

⑦ 換気を徹底すること。

⑧ 清掃道具をチェックすること。

・トイレの清掃道具（洗剤類も含む）が適正に使用されているかを確認する。